

2021年5月12日

各位

会社名 養命酒製造株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 塩澤 太朗  
 (コード番号 2540 東証・名証 第1部)  
 問合せ先 上席執行役員 経営企画部長 井川 明  
 (TEL 03-3462-8138)

### 業績連動型株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下、併せて「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）として採用している「役員報酬BIP信託」（以下「本信託」という。）について、下記のとおり信託期間の延長及び金銭の追加拠出の実施を決議いたしましたので、お知らせいたします。

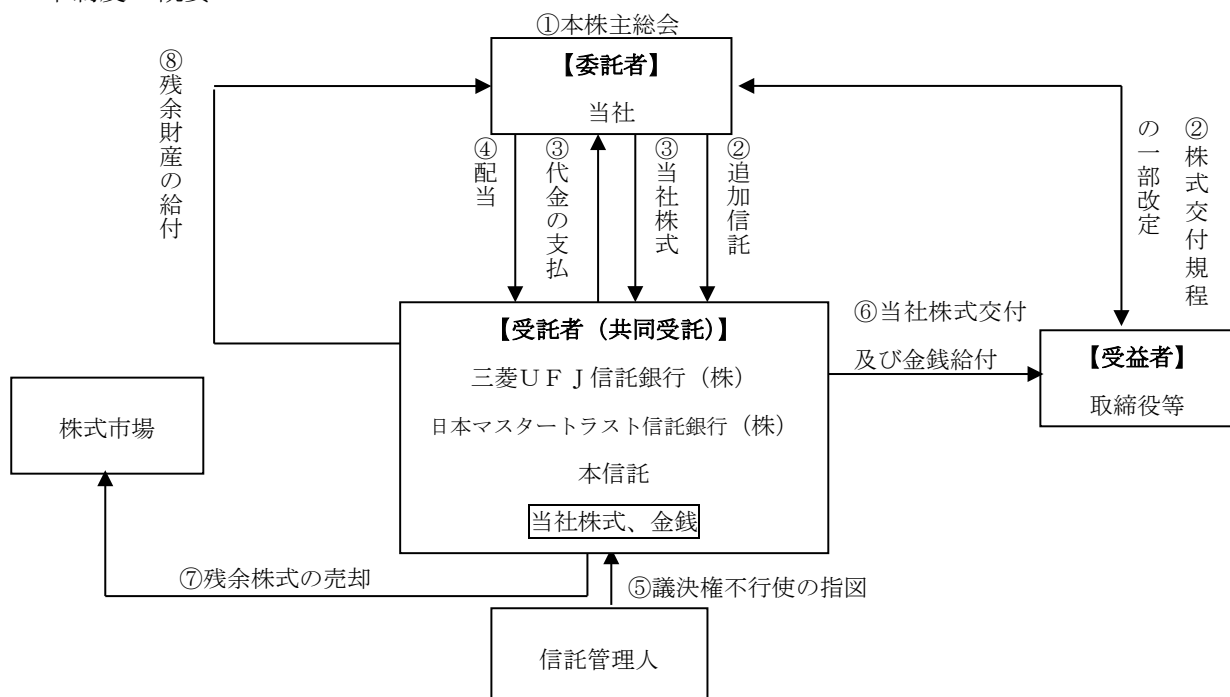
なお、本制度の詳細につきましては、2018年5月23日付「業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 記

##### 1. 信託期間の延長及び追加拠出理由について

当社は、2018年6月28日開催の第100回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において本制度の一部改定を決議し、本制度を実施しておりますが、本制度を継続するため本信託の信託期間を3年間延長し、当社株式の取得資金を本信託に確保するため、金銭を追加拠出することといたしました。

##### 2. 本制度の概要



- ①当社は本制度の継続に関して本株主総会において役員報酬の承認決議を得ています。
- ②当社は、取締役会において、本制度の継続及び必要に応じて株式交付規程の一部改定に関して決議し、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託し、本信託の信託期間を延長します。
- ③本信託は、信託管理人の指図に従い、②で追加信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ④本信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑤本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑥信託期間中、受益者要件を満たす取締役等に対して、当社の株式交付規程に従い、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます（以下「当社株式等の交付等」という。）。
- ⑦信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用するか、当該残余株式を市場にて売却し、その換価代金を当社及び取締役等と利害関係のない団体へ寄付する予定です。
- ⑧本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

※受益者要件を満たす取締役等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、取締役等に対する当社株式の交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を拠出することがあります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |           |  |
|-----------|--|
| ①信託の種類    | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ②信託の目的    | 当社の取締役等に対するインセンティブの付与                                  |
| ③委託者      | 当社   |
| ④受託者      | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）            |
| ⑤受益者      | 取締役等のうち受益者要件を充足する者                                     |
| ⑥信託管理人    | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                   |
| ⑦信託延長契約日  | 2021年5月31日（予定）   |
| ⑧信託の期間    | 2015年9月1日～2024年8月末日（予定）                                |
| ⑨制度開始日    | 2015年9月1日  |
| ⑩議決権行使    | 行使しないものとします。   |
| ⑪取得株式の種類  | 当社普通株式   |
| ⑫追加信託金の金額 | 93百万円（信託報酬・信託費用を含む。）                                   |
| ⑬帰属権利者    | 当社   |
| ⑭残余財産     | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上